

令和3年9月21日

令和3年9月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年9月21日(火) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長代理 松下 伸弘 職員 浅羽 瞬

5 議事録署名委員

6番 矢頭 周 7番 西ノ坊 嘉治

6 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

報告第4号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明

報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

7 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年9月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号6番、矢頭 周委員、並びに、議席番号7番、西ノ坊 嘉治委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。
事務局、浅羽君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、17筆、7,792㎡についてでございます。
申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。
内容についてご説明申し上げます。
本件につきましては、茨木市外の農家が耕作目的で所有権を取得するため、申請があったものです。
譲受人は、本件申請地を譲り受け、愛宕柿の栽培を計画しています。
当該申請地は、譲受人の自宅から車で17分ほどの通作が可能な場所に位置します。
農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている

と考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議 長

補足として、今回、取得される方は田舎で過去に農業の経験があり、申請地の近くに事業所を構えております。相談があった際、事業に供することはできない旨はお伝えしており、あくまで農地として耕作していくということだったので、申請を受けたという経緯がございます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

こちらは個人ではなく事業所で水稻を耕作するのでしょうか。

議 長

今回の申請はあくまで個人として、愛宕柿を栽培する計画ということです。

議 長

他にございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、6件。

以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会を、9月29日、水曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

来月の定例会でございますが、10月25日、月曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和3年9月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月21日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
